

質 疑 回 答 書

業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答
1 入札説明書 P3 (2) ④	斎場の空調工事実績が求められていますが、全社大の事業実績ではなく、事業役割となる法人（支店や支社）という認識でよろしいでしょうか。	当該事業遂行の責を負う事業役割となる法人（支店や支社がその責を担うこととなっている場合はその支店や支社）の工事実績となります。
2 入札説明書 P3 (2) ④	また、その実績を示すための契約書の写し等の資料を入札参加表明時に提出することでよろしいでしょうか。	入札時に過去の斎場における実績がわかる資料を提出ください。入札参加表明書の提出期間においての提出は不要です。 (入札参加表明書の提出期間：令和5年10月20(金)～10月27日(金))
3 入札説明書 P7 9 (2)	施設の図面はウォークスルー調査時に確認可能でしょうか。	施設図面においては、竣工図・設備保守記録をウォークスルーで用意しております。 この書類は、紙面ベースでしか存在しておりません。写真撮影は可能ですので、写真撮影等のご用意をお願いいたします。 この質問に合わせ、入札参加証明書の文言を一部削除し、ホームページに掲載しました。 (入札参加証明書における削除項目：併せて、箕面市立聖苑 ESCO 事業関連資料の配布を依頼します。)
4 特記仕様書 P3 2 (3) 特記仕様書 P6 (3) ①	工事可能時間と期間をイメージするために、各ルームの使用実績、至近1年間の葬儀開催状況がわかる資料のご提示いただけないでしょうか。	別添「年度別 式場稼働率・式場利用件数」のとおり、各月の施設使用数を回答します。 実工事日程については、提案のあった工程表を基に詳細協議を行わせていただきます。
5 特記仕様書 P3 2 (3) 空調使用期間	冷暖房を実施しない月が4月、11月とのことですが、別紙1で示すGARのガス使用量からは不適用月がないように窥えますが如何でしょうか。	冷暖房については、室内温度の状況や利用者要望により、運転を行った場合があります。 光熱水費削減額の保証、エネルギー等の削減量の保証の参考としては、光熱水費使用量を参考にしてください。 工事提案期間の参考として空調を使用しない時期を確認する際は、特記使用書記載の期間を参考にしてください。(冷房期間：5/1～10/31、暖房期間：12/1～3/31)

6	特記仕様書 P5 ③ b	<p>工事期間中も閉館をしないとのことですが、当館を利用されるご家族様は工事中であること（騒音等の発生すること）を承知したうえで利用されているとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>工事期間中、利用者へ事前に以下の2項目に関する注意喚起を行います。</p> <p>以下の2項目をご了承頂いたうえでの当施設の利用と認識します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備工事及び照明工事により、〇〇～〇〇（提案のあった期間や時間帯）に工事を行います。 ・工事期間中は、騒音が発生します。ご理解・ご協力のうえ、当施設のご利用をお願いします。
7	特記仕様書 P5 ③ b	<p>葬儀中には極力騒音に配慮しますが、ご葬儀を営むご家族等から工事中止を希望された場合は、葬儀業者側で工事中であることを説明して沈静化を図っていただけなのでしょうか。</p>	<p>No.6に記載のとおり、工事期間中の騒音発生を受け入れた上でご利用いただくことが大前提のため、工事中止は考えておりません。その上で、葬儀中における火葬場・斎場利用者から苦情があった場合については、まずは葬儀業者側で対応するよう当市から葬儀業者宛依頼します。</p> <p>火葬場・斎場利用者以外の近隣等の苦情等については、都度事業者と情報共有のうえ、対応を検討します。</p>
8	特記仕様書 P6 (3) ①	<p>令和7年3月31日までに工事完了とのことですが、本事業では閉館せずに工事することがなるため工事中止を求められることが想定されます。それに起因することで工事が遅延する場合は、協議によりサービス開始時期を決定して頂けますでしょうか。</p>	<p>No.6に記載のとおり、工事期間中の騒音発生を受け入れた上でご利用いただくことが大前提のため、工事中止は考えておりません。万一、工事中止を要請され、当該要請の内容が社会通念上妥当であると認められる場合は、協議し、サービス開始時期を再考致します。</p>
9	特記仕様書 P6 4 (2) ③ c	<p>塗装は指定のカラー番号を提示いただけないでしょうか？</p> <p>また、既存天井と色目の違いが生じる場合は再塗装をおこなうことと記載がありますが、経年による焼けがある場合は指定いただいたカラー番号を正にすれば良いでしょうか。</p>	<p>塗装については、違和感のなく、且つ、金額的に合理的なカラーをご提案ください。こちらから指定はいたしません。</p>
10	特記仕様書 P7 2 (6) 特記仕様書別紙1	<p>電気・ガス共に、基本料金・従量料金の区別なく、単純単価のみご提示頂いておりますが、それぞれ「使用量×単純単価」でメリット保証する契約で間違いないでしょうか。</p>	<p>現在の使用料金の計算は、単純単価となっており、「使用量×単純単価」となっております。</p> <p>そのため、光熱水費削減額の保証については、「使用量×単純単価」で積算をお願いします。</p> <p>参考として、以下のとおりガスと電気の契約をお示しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス：大S時間帯B2 長期割引 ・電気：高圧負荷率別契約S

11	特記仕様書 別紙1	「ガス使用量の直近3年間の平均値」の数値が誤っているようです。102,479立法メートルではなく、191,850立法メートルかと思いますが、ご確認いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、191,850立法メートルが正になります。 別添に示したものが正となります。 また、ホームページに掲載の「〔別紙1〕箕面市立聖苑 直近3年間の光熱水費使用量一覧表」について差し替えを行いました。
12	特記仕様書 別紙3	「※1 夜間の8時間は全体照明の半分程消灯します。」とありますが、更新後も同様の運用として、省エネ率を算出してよろしいでしょうか。	更新後も同様の運用をします。
13	様式集	文章として記載する様式14、様式16、様式18、様式19につきましては、A4横の書式をA4縦の書式でご提出してもよろしいでしょうか。	A4横の書式からA4縦の書式への変更を認めます。
14	様式集	様式20「ESCO改修提案項目一覧」「改修工事等サービス料の総括」のページにつきましてはA4縦の書式をA4横の書式で提出してもよろしいでしょうか。	A4縦の書式をA4横の書式への変更を認めます。
15	特記仕様書 P7	ベースラインの考え方につきまして火葬炉のガス使用量も含みで、省エネ率20以上を達成することでしょうか。	ベースラインの基本的な考え方として、過去3年間のエネルギー消費量（電気、ガス、水道）及び光熱水費の単純平均値を提示しますが、ウォークスルー調査等において、建物全体におけるエネルギー消費量の計算では無く、火葬炉のガスを除いた方が適切な光熱水費削減額の保証及びエネルギー等の削減量の保証が出来るうえ、省エネルギー率20%以上が達成できることが判明した場合、火葬炉を除外する等のベースラインの提案も可とします。 一方、補助金獲得において用いるべきベースライン等において計算の不備が指摘され、補助金獲得に支障が発生することの無いよう使用するベースラインについては十分ご注意ください。

16	<p>入札の参加資格要件 (一般競争入札説明書 p. 3)</p>	<p>「事業役割を担う者は斎場（民間・公共施設問わず）における空調設備工事の経験を有すること。」とありますが、事業役割と建設役割を別の事業者が担う場合は建設役割を担う者も斎場の空調設備工事の経験が必要であるという認識でよろしいでしょうか。また、事業役割を担う事業者は参加表明書類に過去の斎場における実績がわかる資料を提出する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>建設役割を担う者は、斎場の空調設備工事の経験は問いません。</p> <p>当事業は、火葬場と式場を併設した施設であり、宿泊設備・喫茶も備える総合葬斎場において、閉館を行わず工事を行うものです。そのため、施設や利用者への理解と配慮の経験を資格要件として定めたものです。</p> <p>No. 6 及び No. 7 に記載のとおり利用者へ対応を行う予定ですが、事業者へも現場において苦情が予想されるため、適切な対応を求めるものです。</p> <p>そのため、事業遂行の責を負う事業役割を担う者に当該要件を求めますので、入札参加時に実績がわかる資料をご提出ください。（入札参加表明時には不要）</p>
17	<p>入札の方法 (一般競争入札説明書 p. 5)</p>	<p>「入札価格は、補助金獲得を前提とした金額とする。」とありますが、改修工事等サービス料から補助金額を減算した金額を入札価格とするという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また上記の場合は、想定補助金額が高額であればあるほど入札価格が安価となります。事業者の提案が現実的な補助金提案であるのか貴市にてご判断いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札価格においては、事業者が当該案件が履行可能な金額として総額を入札ください。</p> <p>ここで示す補助金とは、国、公益法人等による市への補助制度を想定しています。補助金についての評価は、価格に関する評価点（資料 2 のとおり）には影響せず、様式 21 の特定提案として評価します。</p> <p>なお、補助金を獲得できない場合、事業内容を変更、あるいは一部中止する場合があります。また、補助金申請に係る資料作成等は事業者が主体として行いますので、現実的な補助金の提案をお願いします。</p>
18	<p>落札者の決定基準（一般競争入札説明書 p. 6)</p>	<p>「特定提案等 ③事業者提案により改修を行う設備について」ですが、この項目において評価対象となる設備は配布資料「2-2. 【別紙 2】 取替必須機器一覧表」を除いた事業者独自の提案であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおり、必須機器を含みません。</p> <p>No. 3 と関連しますが、ウォークスルー調査において、竣工図・設備保守記録を開示します。ウォークスルー調査において、今回の工事と同時施工することにより、個別発注に比べて安価に施工できる工事や省エネルギー化等の施設の運用に有益となる効果的・効率的な改修箇所をご確認頂き、当市にとって魅力的な提案をお待ちしています。</p> <p>この質問に合わせ、入札参加証明書の文言を一部削除し、ホームページに掲載しました。</p> <p>(入札参加証明書における削除項目：併せて、箕面市立聖苑 ESCO 事業関連資料の配布を依頼します。)</p>

19	現場ウォークスルー調査（一般競争入札説明書 p. 7）	<p>現場ウォークスルー調査についてですが、「1者あたり1日2～3時間程度を予定。」とあります。事業者が希望すれば調査時間を1日中に延ばすことは可能でしょうか。提案書を作成するにあたり可能な限り入念な調査を実施することで、よりよい提案書を提出できる可能性が高まります。</p>	<p>ウォークスルー調査について、1日（9：00～17：00）を限度に調査することを認めます。</p> <p>現場で職員等の立会はいりませんので、利用者に影響のない範囲で施設内を自由に調査ください。なお、マスターキーの貸与を致します。</p> <p>ウォークスルーの希望日時については、入札参加表明書の提出の際にお申し出ください。別途通知致します。</p>
20	詳細協議（一般競争入札説明書 p. 10）	<p>補助金についてです。「本事業は補助金申請を前提とするが、補助金を獲得できない場合、事業内容を変更、あるいは一部中止とすることがある。」とありますが、補助金額を改修工事等サービス料に加算した金額を入札価格と出来ない本事業において、補助金獲得の有無で事業内容の変更、あるいは一部中止となるというのはどのような事例を想定されていますでしょうか。変更及び中止の場合は貴市と事業者間での協議の上という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、申請補助金については貴市で想定補助金は特になく事業者からの提案によるという認識でよろしいでしょうか。この場合はR5年度補助金の要綱が本事業の補助金申請時も同条件で補助金の公募がある前提で提案するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>想定外の事由によって工事内容に変更及び中止を行わざるを得ない場合は貴市と事業者間での協議の上、決定します。</p> <p>また、補助金について想定はなく、入札時点での最新の要綱を使用するものとします。</p> <p>事業者の方々からの魅力的な提案をお待ちしています。</p>
21	委託料の支払い方法（特記仕様書 p. 9）	<p>補助金が採択され、補助金申請時の計画値未達により補助金返還を求められた場合は、事業者の責とし事業者が補助金相当額を返還するという趣旨の文言がございます。しかし補助金を申請した結果採択されなかった場合は、補助金相当額を貴市に支払う必要はないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、R5年度の公募仕様数字で試算し提案書を作成し、R6年度の補助金仕様により最終的な補助金額に差異が発生した場合（特に減額方向）は差額は事業者による責でないため、差額を貴市にお支払いする必要はないという認識でよろしいでしょうか。上記の場合は補助金額に合わせて仕様減に変更する可能性があるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>さらに不採択の場合は、補助金無し金額で仕様減で事業実施、又は翌年度に事業延期が予想されますが、貴市と事業者との協議の上判断できるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、補助金を申請した結果採択されなかった場合は、補助金相当額を当市に支払う必要はありません。また、年度変更により補助要件が変わり、結果的に補助金が減額になった場合でも差額を支払う必要はありません。（特記仕様書 P. 13 計画設計段階内資金調達のとおり）</p> <p>しかし、事業者の重大な過失等（ESCO提案の誤り、設計変更のうち事業者の指示・判断の不備によるもの、性能のうち仕様不適合によるもの等）により不採択・減額になった場合はこの限りではありません。（特記仕様書 P. 13 共通内ESCO提案の誤り、P. 13 計画設計段階内設計変更、P. 14 保障関連内性能のとおり）</p> <p>不採択・補助金の減額の場合の工事内容については、事業者と当市との協議のうえ、決定します。</p>

22	<p>予想されるリスクと責任分担 (特記仕様書 p. 13)</p>	<p>「天災等による計画変更・中止・延期によって生じた追加費用のうち一定の額」及び「急激なインフレ・デフレによって生じた追加費用のうち一定の額」とありますが、一定の額というのはどの程度を想定されていますでしょうか。R5年提案書提出時の仕様内容の見積り金額をベースとし、契約締結時に同仕様で再見積りした価格変動分は金額上昇内容(メーカーHPや物価本等)を証明することが出来た場合は貴市で負担して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。その際の負担率は箕面市〇割、事業者△割と言った規定を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また機器の納期についても事業者の責による遅延でない場合は、仕様変更・金額変更について協議することができるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>今件における事象は、「受注者の責に帰することがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」に類する社会的情勢の変化による不可抗力が該当するものと想定しています。</p> <p>ゆえに、一定の額については、前述の社会的情勢が発生した際に事業者と協議をしますが、メーカーの価格変動、納期の遅延等は含みません。</p> <p>事業者においては、入札説明書等に記載の金額・期間において工事を履行できるよう計画立案のうえ応札ください。</p>
23	<p>照明器具安定器のPCB含有の確認</p>	<p>照明器具安定器のPCB含有の確認についてです。</p> <p>既に貴市にて調査済みであり、含有器具は一切ないとの認識でよろしいでしょうか。もし未確認の場合はPCB含有について、着工時に対象施設の施工年数よりメーカーホームページ等で確認したものを提出するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、施工中に疑わしい安定器が発見された際は、その都度対象の安定器のPCB含有を確認するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>PCBについては、以下の機器を把握しています。</p> <p>—その他、疑わしい機器が発見された場合は、事業者において確認し、その処分費用も見込んでください。</p> <p>—【把握している疑わしきPCB】—</p> <p>—大底の電球の部にマルチハロゲン灯が使用されています。</p> <p>—(MF100L/BUSC-P/N</p> <p>ヒタイプ—水銀灯安定器点灯形</p> <p>干向点灯形蛍光形)</p> <p>記載内容について問い合わせがあったため再確認した結果、PCBが含有されている機器に該当するものではありませんでしたので修正します。申し訳ありませんでした。</p> <p>なお、後日、疑わしい機器が発見された場合は、別途協議となります。</p>
24	<p>石綿含有に関する取扱い</p>	<p>石綿含有に関する取扱いについてです。</p> <p>過去に貴市にて調査済みであり、事業対象となり得る、撤去機器、配管、ガスケット類、天井ボード、吹き付け断熱等の箇所においては事業者で再調査は必要無いという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>未調査箇所が事業の対象となった場合の調査費、調査結果に基づいた処分費用等は別途という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

25	本事業の固定資産税と ESCO サービス終了後の対応	本事業の固定資産税と ESCO サービス終了後の対応についてです。ギャランティード ESCO の為、固定資産税は不要との認識で良かったでしょうか？	今事業において、所有権は移転しませんので、その点における事業者の固定資産税負担は不要です。
----	----------------------------	---	---